

## 西三河地域水循環再生地域協議会設置要綱の改定

現 行	改 正 案
<p>西三河地域水循環再生地域協議会設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 西三河地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して健全な水循環を再生するため、西三河地域水循環再生地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(協議会の行う協議・活動)</p> <p>第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水循環再生の推進に関する事項。</li> <li>(2) 水循環再生地域行動計画の策定及び推進に関する事項。</li> <li>(3) 水循環再生の取組の情報交換や調整に関する事項。</li> <li>(4) その他水環境の総合的な改善に必要な事項。</li> </ul> <p>(構成)</p> <p>第3 協議会は、別表1に掲げる事業者・県民・民間団体及び市町村、国及び県の関係機関で組織する。</p> <p>(運営)</p> <p>第4 協議会各構成員の意見を中立的な立場から集約し、協議会の円滑な運営を図るために、協議会に座長を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 座長は、学識経験者をもって充てる。</li> <li>3 協議会は、座長が招集する。</li> <li>4 座長の任期は2年とし、その再任を妨げない。</li> <li>5 座長が協議会に出席できない場合は、座長が推薦した者がその協議会において座長の代理を務める。</li> </ul> <p>(行動計画フォローアップチーム)</p> <p>第5 行動計画の進捗状況の点検・把握などを行い、取組の一層の推進を図るため、協議会に行動計画フォローアップチームを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 行動計画フォローアップチームは、別表2に掲げる者をもって構成するものとし、チームリーダー及びサブリーダーを置く。</li> <li>3 チームリーダーは、環境部水地盤環境課長を、サブリーダーは建設部河川課長をもって充てる。</li> <li>4 行動計画フォローアップチームの会議は、チームリーダーが招集する。</li> </ul> <p>(外部関係者の出席)</p> <p>第6 座長は、協議会に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7 事務局は、環境部水地盤環境課及び建設部河川課で構成し、環境部水地盤環境課が代表する。</p>	<p>西三河地域水循環再生地域協議会設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1 西三河地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して健全な水循環を再生するため、西三河地域水循環再生地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(協議会の行う協議・活動)</p> <p>第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水循環再生の推進に関する事項。</li> <li>(2) 水循環再生地域行動計画の策定及び推進に関する事項。</li> <li>(3) 水循環再生の取組の情報交換や調整に関する事項。</li> <li>(4) その他水環境の総合的な改善に必要な事項。</li> </ul> <p>(構成)</p> <p>第3 協議会は、別表1に掲げる事業者・県民・民間団体及び市町村、国及び県の関係機関で組織する。</p> <p>(運営)</p> <p>第4 協議会各構成員の意見を中立的な立場から集約し、協議会の円滑な運営を図るために、協議会に座長を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 座長は、学識経験者をもって充てる。</li> <li>3 協議会は、座長が招集する。</li> <li>4 座長の任期は2年とし、その再任を妨げない。</li> <li>5 座長が協議会に出席できない場合は、座長が推薦した者がその協議会において座長の代理を務める。</li> </ul> <p>(行動計画フォローアップチーム)</p> <p>第5 行動計画の進捗状況の点検・把握などを行い、取組の一層の推進を図るため、協議会に行動計画フォローアップチームを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 行動計画フォローアップチームは、別表2に掲げる者をもって構成するものとし、チームリーダー及びサブリーダーを置く。</li> <li>3 チームリーダーは、環境部水地盤環境課長を、サブリーダーは建設部河川課長をもって充てる。</li> <li>4 行動計画フォローアップチームの会議は、チームリーダーが招集する。</li> </ul> <p>(外部関係者の出席)</p> <p>第6 座長は、協議会に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7 事務局は、環境部水地盤環境課及び建設部河川課で構成し、環境部水地盤環境課が代表する。</p>

現 行	改 正 案
<p>附 則 この要綱は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、平成 24 年 2 月 10 日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成 24 年 2 月 10 日から施行する。</p>
<p>附 則 この要綱は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。</p>
	<p>附 則 <u>この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

現 行			改 正 案		
別表1 西三河地域水循環再生地域協議会			別表1 西三河地域水循環再生地域協議会		
区分	所属	役職等	区分	所属	役職等
座長	名古屋工業大学	教授 富永晃宏	座長	名古屋工業大学	教授 富永晃宏
事業者・県民・民間団体	豊田森林組合	組合長	事業者・県民・民間団体	豊田森林組合	組合長
	あいち中央農業協同組合	組合長		あいち中央農業協同組合	組合長
	あいち豊田農業協同組合	組合長		あいち豊田農業協同組合	組合長
	西三河漁業協同組合	組合長		西三河漁業協同組合	組合長
	名倉川漁業協同組合	組合長		名倉川漁業協同組合	組合長
	岡崎商工会議所	専務理事		岡崎商工会議所	専務理事
	豊田商工会議所	専務理事		豊田商工会議所	専務理事
	明治用水上地改良区	理事長		明治用水上地改良区	理事長
	矢作川沿岸水質保全対策協議会	会員		矢作川沿岸水質保全対策協議会	会員
	岡崎市	市長		岡崎市	市長
市町	半田市	市長	市町	半田市	市長
	碧南市	市長		碧南市	市長
	刈谷市	市長		刈谷市	市長
	豊田市	市長		豊田市	市長
	安城市	市長		安城市	市長
	西尾市	市長		西尾市	市長
	大府市	市長		大府市	市長
	知立市	市長		知立市	市長
	高浜市	市長		高浜市	市長
	豊明市	市長		豊明市	市長
	みよし市	市長		みよし市	市長
	東郷町	町長		東郷町	町長
	阿久比町	町長		阿久比町	町長
	東浦町	町長		東浦町	町長
国	南知多町	町長	国	南知多町	町長
	美浜町	町長		美浜町	町長
	武豊町	町長		武豊町	町長
	幸田町	町長		幸田町	町長
	中部地方環境事務所	環境対策課長		中部地方環境事務所	総務課長
	中部地方整備局豊橋河川事務所	所長		中部地方整備局豊橋河川事務所	所長
	中部地方整備局三河港湾事務所	所長		中部地方整備局三河港湾事務所	所長
	県	西三河県民事務所	所長	西三河県民事務所	所長
	西三河農林水産事務所	所長	県	西三河農林水産事務所	所長
	豊田加茂農林水産事務所	所長		豊田加茂農林水産事務所	所長
	西三河建設事務所	所長		西三河建設事務所	所長
	知立建設事務所	所長		知立建設事務所	所長
	豊田加茂建設事務所	所長		豊田加茂建設事務所	所長
	衣浦港務所	所長		衣浦港務所	所長
	農林水産部	部長		農林水産部	部長
	建設部	部長		建設部	部長
	環境部	部長		環境部	部長

現 行			改 正 案		
別表2 西三河地域水循環再生地域協議会 行動計画フォローアップチーム			別表2 西三河地域水循環再生地域協議会 行動計画フォローアップチーム		
区分	所属	役職等	区分	所属	役職等
事業者・県民・民間団体	豊田森林組合	参事	事業者・県民・民間団体	豊田森林組合	参事
	あいち豊田農業協同組合	農業振興課長		あいち豊田農業協同組合	農業振興課長
	名倉川漁業協同組合	副組合長		名倉川漁業協同組合	副組合長
	岡崎商工会議所	事務局長		岡崎商工会議所	事務局長
	明治用水土地改良区	総務課長		明治用水土地改良区	総務課長
	矢作川沿岸水質保全対策協議会	事務局長		矢作川沿岸水質保全対策協議会	事務局長
市町	岡崎市	関係課長	市町	岡崎市	関係課長
	半田市	関係課長		半田市	関係課長
	豊田市	関係課長		豊田市	関係課長
	安城市	関係課長		安城市	関係課長
	西尾市	関係課長		西尾市	関係課長
国	中部地方整備局豊橋河川事務所	調査課長	国	中部地方整備局豊橋河川事務所	調査課長
	中部地方整備局三河港湾事務所	企画調整課長		中部地方整備局三河港湾事務所	企画調整課長
県	西三河県民事務所	環境保全課長	県	西三河県民事務所	環境保全課長
	西三河県民事務所 豊田庁舎	豊田加茂環境保全課長		西三河県民事務所 豊田庁舎	豊田加茂環境保全課長
	西三河農林水産事務所	農政課長		西三河農林水産事務所	農政課長
	豊田加茂農林水産事務所	農政課長		豊田加茂農林水産事務所	農政課長
	西三河建設事務所	河川港湾整備課長		西三河建設事務所	河川港湾整備課長
	知立建設事務所	河川整備課長		知立建設事務所	河川整備課長
	豊田加茂建設事務所	河川整備課長		豊田加茂建設事務所	河川整備課長
	衣浦港務所	建設課長		衣浦港務所	建設課長
	建設部	河川課長		建設部	河川課長
	環境部	水地盤環境課長		環境部	水地盤環境課長

## 西三河地域水循環再生地域協議会設置要綱

### (目的)

第1 西三河地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して健全な水循環を再生するため、西三河地域水循環再生地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議会の行う協議・活動)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、活動を行う。

- (1) 水循環再生の推進に関する事項。
- (2) 水循環再生地域行動計画の策定及び推進に関する事項。
- (3) 水循環再生の取組の情報交換や調整に関する事項。
- (4) その他水環境の総合的な改善に必要な事項。

### (構成)

第3 協議会は、別表1に掲げる事業者・県民・民間団体及び市町村、国及び県の関係機関で組織する。

### (運営)

第4 協議会各構成員の意見を中立的な立場から集約し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集する。
- 4 座長の任期は2年とし、その再任を妨げない。
- 5 座長が協議会に出席できない場合は、座長が推薦した者がその協議会において座長の代理を務める。

### (行動計画フォローアップチーム)

第5 行動計画の進捗状況の点検・把握などを行い、取組の一層の推進を図るため、協議会に行動計画フォローアップチームを設ける。

- 2 行動計画フォローアップチームは、別表2に掲げる者をもって構成するものとし、チームリーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 チームリーダーは、環境部水地盤環境課長を、サブリーダーは建設部河川課長をもって充てる。
- 4 行動計画フォローアップチームの会議は、チームリーダーが招集する。

### (外部関係者の出席)

第6 座長は、協議会に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第7 事務局は、環境部水地盤環境課及び建設部河川課で構成し、環境部水地盤環境課が代表する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

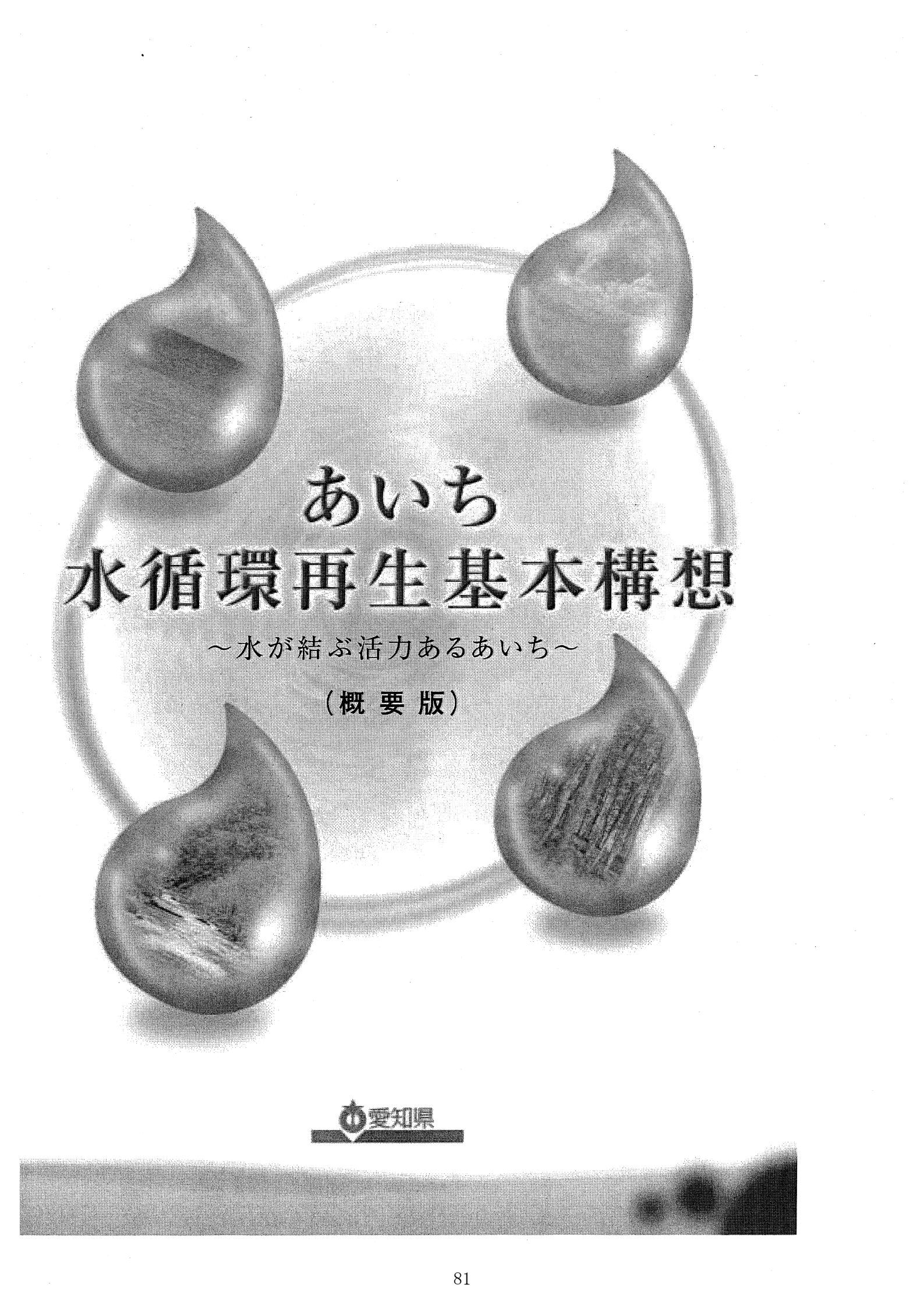
別表 1

## 西三河地域水循環再生地域協議会

区分	所属	役職等
座長	名古屋工業大学	教授 富永晃宏
事業者・県民・民間団体	豊田森林組合	組合長
	あいち中央農業協同組合	組合長
	あいち豊田農業協同組合	組合長
	西三河漁業協同組合	組合長
	名倉川漁業協同組合	組合長
	岡崎商工会議所	専務理事
	豊田商工会議所	専務理事
	明治用水土地改良区	理事長
	矢作川沿岸水質保全対策協議会	会長
市町	岡崎市	市長
	半田市	市長
	碧南市	市長
	刈谷市	市長
	豊田市	市長
	安城市	市長
	西尾市	市長
	大府市	市長
	知立市	市長
	高浜市	市長
	豊明市	市長
	みよし市	市長
	東郷町	町長
	阿久比町	町長
	東浦町	町長
	南知多町	町長
	美浜町	町長
	武豊町	町長
	幸田町	町長
国	中部地方環境事務所	総務課長
	中部地方整備局豊橋河川事務所	所長
	中部地方整備局三河港湾事務所	所長
県	西三河県民事務所	所長
	西三河農林水産事務所	所長
	豊田加茂農林水産事務所	所長
	西三河建設事務所	所長
	知立建設事務所	所長
	豊田加茂建設事務所	所長
	衣浦港務所	所長
	農林水産部	部長
	建設部	部長
	環境部	部長

別表2 西三河地域水循環再生地域協議会 行動計画フォローアップチーム

区分	所属	役職等
事業者・県民・民間団体	豊田森林組合	参事
	あいち豊田農業協同組合	農業振興課長
	名倉川漁業協同組合	副組合長
	岡崎商工会議所	事務局長
	明治用水土地改良区	総務課長
	矢作川沿岸水質保全対策協議会	事務局長
市町	岡崎市	関係課長
	半田市	関係課長
	豊田市	関係課長
	安城市	関係課長
	西尾市	関係課長
国	中部地方整備局豊橋河川事務所	調査課長
	中部地方整備局三河港湾事務所	企画調整課長
県	西三河県民事務所	環境保全課長
	西三河県民事務所 豊田庁舎	豊田加茂環境保全課長
	西三河農林水産事務所	農政課長
	豊田加茂農林水産事務所	農政課長
	西三河建設事務所	河川港湾整備課長
	知立建設事務所	河川整備課長
	豊田加茂建設事務所	河川整備課長
	衣浦港務所	建設課長
	建設部	河川課長
	環境部	水地盤環境課長



# あいち 水循環再生基本構想

～水が結ぶ活力あるあいち～

(概要版)



# 水循環の現状

## 水循環とは？

水が蒸発し、森林や農地、宅地などに雨として降り注ぎ、表流水となって川の流れとなるとともに、土の中にしみ込み、地下水となって流下し、また海に戻るという循環をしています。

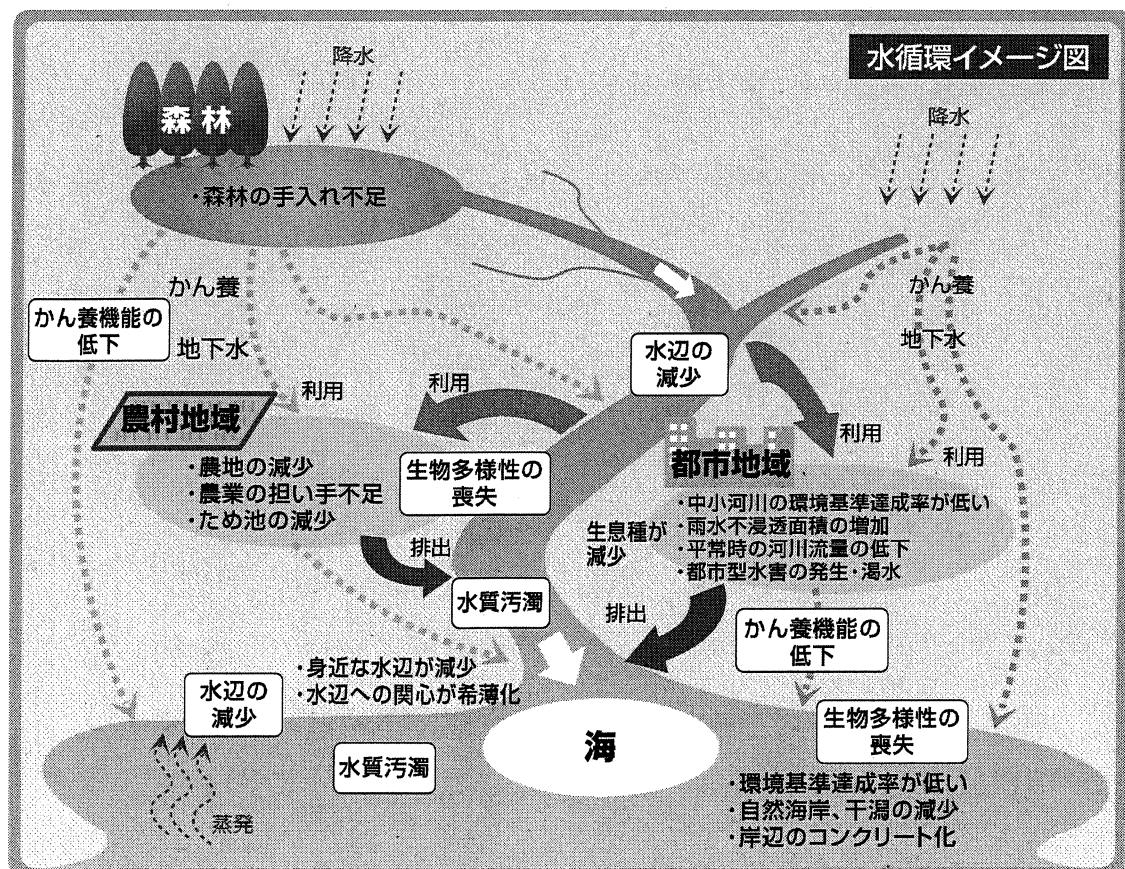
この循環の過程において、人は、生活用水や農業用水など様々な形で水を利用し、使われた水は、再び川や海へと戻っていきます。(※水循環イメージ図参照)

健全な水循環は、川や地下水の水量を確保するだけではなく、土壤への浸透や流れの過程において水質を浄化するとともに、多様な生態系を維持し、人と水がふれあう水辺を保全するなどの重要な機能を有しています。

### 水循環の 4つの機能

### 「水質の浄化」 「多様な生態系の維持」

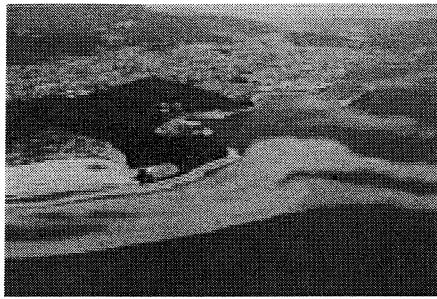
### 「水量の確保」 「水辺の保全」



## 水循環の課題

### ① 川や海などの汚れ

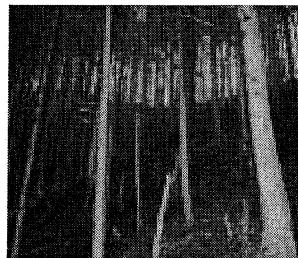
河川における環境基準達成率は、県全体で見ると、改善傾向にありますが、都市とその周辺を流れる一部の中河川や、湖沼(油ヶ淵)では、環境基準が達成されていません。海域における環境基準達成率は低く、赤潮や苦潮(貧酸素水塊)の発生が見られます。



赤潮（写真：水産試験場 提供）

### ② 森林の手入れ不足

森林の減少や手入れ不足による整備の遅れは、森林が本来持っている水源かん養などの機能を低下させます。



手入れ不足の森林

### ③ 農地面積の減少

水田面積の減少や農業用のため池の減少による、地下水のかん養機能や雨水貯留機能の低下は、普段の川の流れを少なくする一因であり、降雨による一時的な出水の原因となります。

### ④ 都市型水害の発生

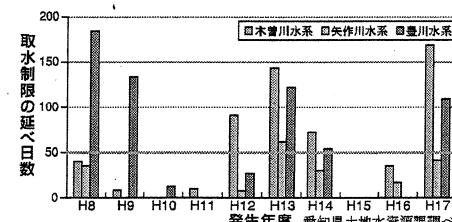
都市化の拡大に伴う雨水の不浸透面積の増加は、降雨が地下に浸み込まずに一時の出水となって、都市型水害の発生の一因となっています。また、保水機能や地下水かん養機能の低下にもつながります。



東海豪雨災害  
(平成12年9月11日～12日)

### ⑤ 渇水の発生

最近の10年間でも、その内6年は50日以上にわたる長期の取水制限が行われています。



### ⑥ 地盤沈下

地下水の過剰揚水による地盤沈下は沈静化してきていますが、夏の異常渴水時に広範囲な地盤沈下が発生したことがあります。

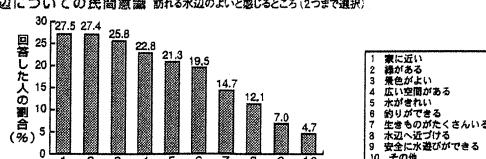
### ⑦ 生物多様性の喪失

川や干涸などでは、野生生物の生息環境の劣化による、固有種をはじめとする生物種の減少など、生物多様性が喪失しています。

### ⑧ 水辺の減少

川や海などの水質汚濁やふれあいや憩いの場としての水辺の減少等により、人と水がふれあう機会が減るとともに、水文化や水に関する習俗の衰退もみられます。

#### 水辺についての民間意識 訪れる水辺のよいと感じるところ(2つまで選択)



※環境基準：行政上の目標であって、環境行政を進めていく上での指針となるものです。水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められています。

※苦潮：青潮とも言われ、海水の底層に分布する極端に酸素の少ない水の塊(貧酸素水塊)が海面に浮上し、海水の色が乳白色を帯びた青又は緑色を呈する現象をいいます。

## 水循環再生基本構想策定の趣旨

流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の4つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環を再生することを目的に構想を策定しました。

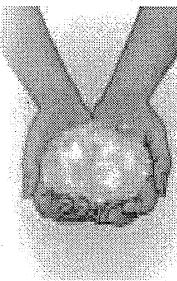
## 構想の目標とめざす姿

### 目標 人と水との豊かなかかわりの回復・創造

#### めざす姿

##### 安心して利用できるきれいな水

- ①環境基準を達成するとともに、生活・工業・農業・水産の用途に適したきれいな水を確保する。
- ②水と遊んだり、泳いだりできるきれいな水を確保する。



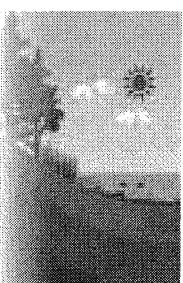
##### 暮らしを支えて流れる豊かな水

- ①保水・かん養機能を向上させ、渇水や水害が少なく、生活や産業を支える水量を確保する。
- ②身近に水の流れが感じられ、水を大切にする地域づくりをする。



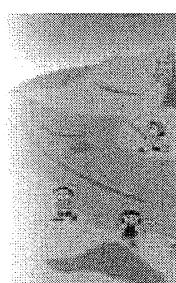
##### 水が育む多様な生態系

- ①川や海などで地域の固有種をはじめとする多くの動植物を守り育てる。
- ②動植物の生息・生育に適した環境を保全・再生する。



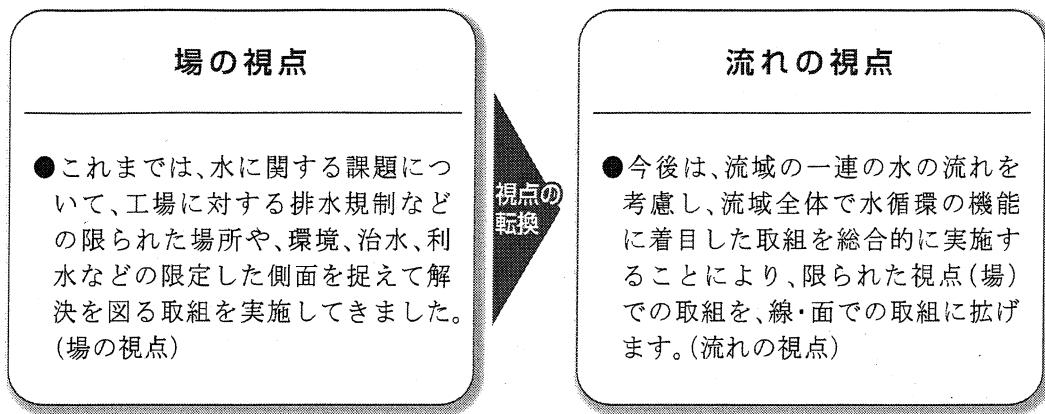
##### 人と水とがふれあう水辺

- ①憩いや遊びの場として、親しみのある水辺空間を整備する。
- ②水を楽しみ、学び、守る機会を増やす。



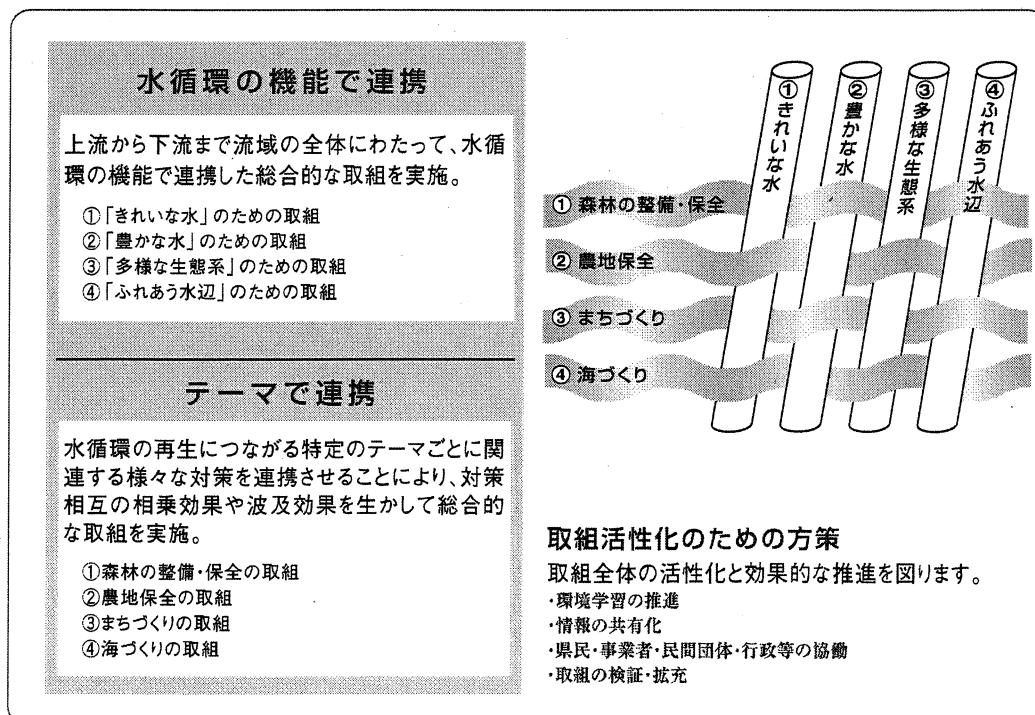
## 取組の方向性

### ① 視点の転換



### ② 流れの視点での取組

構想の目標とめざす姿を実現するため、「水循環の機能で連携」した取組を縦糸とし、森林の整備・保全などの「テーマで連携」した取組を横糸として、固く織り成すことにより、効率的・効果的に継続的な取組とします。また、環境学習の推進や情報の共有化などにより、取組を活性化します。



## 水循環の機能で連携した取組

### ①「きれいな水」のための8の取組

水質浄化で連携し、流域の特性を考慮した汚濁負荷の削減対策などに取り組みます。

- 汚濁負荷の削減  
①生活排水対策 ②産業排水対策  
③非特定汚染源対策
- 有害物質の削減  
④有害物質削減対策
- 直接浄化等  
⑤直接浄化対策  
⑥底質改善対策
- 環境監視  
⑦水質等の調査
- その他  
⑧清掃活動等

※非特定汚染源：  
生活や産業排水からの汚濁負荷は、排出源が特定できるのに対して、市街地、農地、山林等から降雨等に伴って排出される汚濁負荷は、発生源を特定することができないため、非特定汚染源といいます。

### ②「豊かな水」のための13の取組

「豊かな水」の確保で連携し、かん養機能の向上や、水資源の有効利用などに取り組みます。

- かん養機能の向上  
①森林の整備・保全  
②農地の保全・管理  
③総合治水対策の推進  
④雨水貯留浸透施設、透水性舗装等の推進  
⑤ため池の保全  
⑥緑化の推進  
⑦湧水等の保全  
⑧水資源の効率的利用  
⑨節水意識の高揚  
⑩下水処理水等の有効利用  
⑪地下水の環境用水利用  
⑫雨水貯留による水資源の有効利用
- その他  
⑬モニタリングの実施

### ③「多様な生態系」のための7の取組

生態系の保全で連携し、多自然型川づくり、湿地やため池等の保全、干潟・浅場の保全・再生などを推進します。

- 多様な生態系の保全  
①多自然型川づくり等の推進  
②自然海岸、干潟、浅場等の保全・再生  
③農業用水路、ため池等の保全  
④湿地・湿原の保全  
⑤エコトーンの整備等  
⑥清掃活動等  
⑦動植物の調査・保全

※多自然型川づくり：  
河川整備にあたって、川の安全性に十分配慮した上で、できるだけ自然の素材を使って、自然の川の姿に近づけ、生き物の豊かな川をめざす川づくりを行うことをいいます。  
※エコトーン：  
動植物の生息環境が連續的に変化する推移帶のこと。例えば、自然度の高い水辺や干潟は、水域と陸域という異なる生息環境を結んでいるエコトーンです。

### ④「ふれあう水辺」のための5の取組

人と水とのふれあいで連携し、身近な水辺の親水性の向上や水辺景観の保全、水文化の保存・伝承を推進します。

- 身近な水辺の整備  
①身近な水辺の親水性の向上  
②水辺景観の保全  
③清掃活動等  
④モニタリングの実施
- 水文化の保存・伝承  
⑤水文化の保存・伝承

## テーマで連携した取組

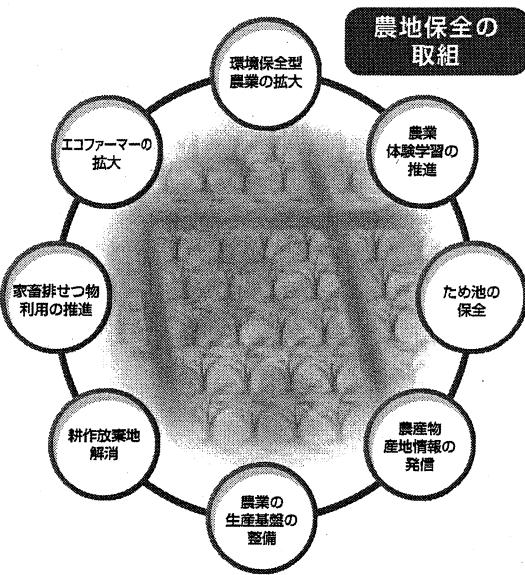
### ① 森林の整備・保全の取組

水循環の再生には、森林が健全であることが重要です。林業・木材産業の活性化を軸とした連携を図ります。



### ② 農地保全の取組

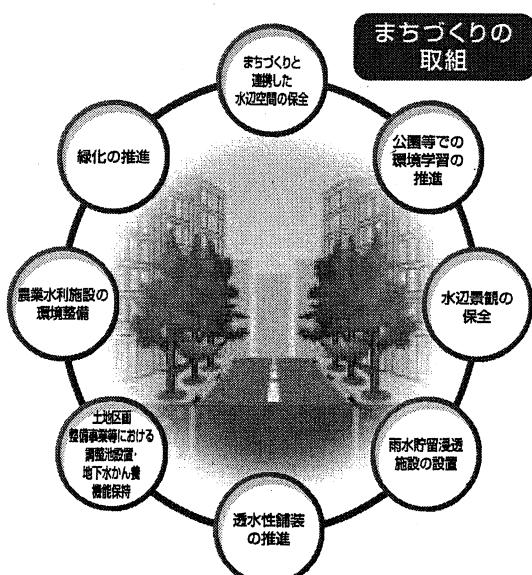
水循環の再生には、農地を保全し、その機能を維持・回復することが重要です。農業の活性化を軸とした連携を図ります。



※エコファーマー：  
たん・肥等による土づくり技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の3つの技術を一体的に用いて、環境にやさしい農業を実践する栽培計画を策定し、この計画が知事に認定された農業者をいいます。

### ③ まちづくりの取組

水循環の再生には、都市域において、バランスのとれた水の利活用が図られていることが重要です。まちづくりを軸とした連携を図ります。



### ④ 海づくりの取組

水循環の再生には、海が健全であることが重要です。海辺の保全・再生や水産業の活性化を軸とした連携を図ります。

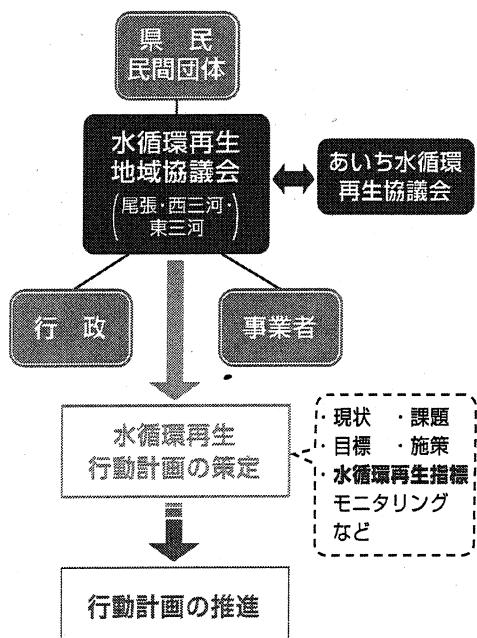


## 取組の推進

### 地域協議会の設置

地域ごとに県民や事業者、民間団体、行政からなる「地域協議会」を設置し、各主体の交流・意見交換を行い、情報を共有化するとともに、「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」に向けて、連携・協働して取り組みます。

地域協議会では、水循環再生行動計画の策定や、その後の計画のフォローアップを行います。

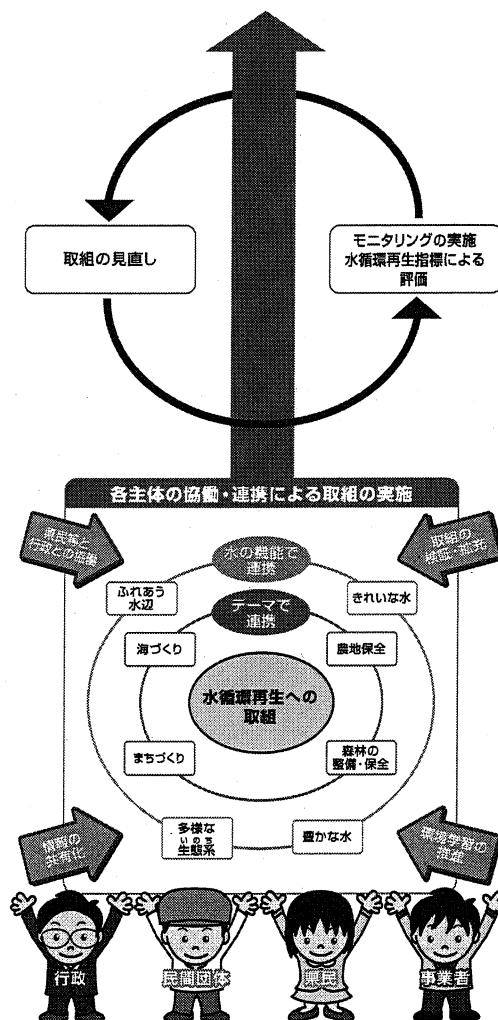


水循環再生に関するそれぞれの役割と、参加する意義をよく理解し、お互いが連携・協働しながら自主的・積極的に水循環の再生に取り組みましょう。

### 水循環の再生

#### 目標

#### 人と水との豊かなかかわりの回復・創造



### 水循環再生指標

「水質」のほか、川幅や水深の「水量」、生物の種類や数の「生態系」、川辺に近寄れるかといった「水辺の親しみやすさ」など、県民にとってわかりやすい4項目で構成し、川などの健康状態を総合的に判断するための指標。

県民の幅広い参加を得て経年的にモニタリングを実施し、行動計画の評価や見直しに役立てます。

### あいち水循環再生基本構想

～水が結ぶ活力あるあいち～

平成18年3月策定 愛知県環境部水地盤環境課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 ☎052-954-6220 (ダイヤルイン)

電子メール:mizu@pref.aichi.lg.jp

## 平成28年度 尾張地域水循環再生地域協議会行動計画フォローアップチーム会議の開催結果 (平成28年11月29日開催)

意 見		対 応
1	取組点検指標を用いた取組確認結果で「多様な生態系」への取組の進捗として、庄内川河川水辺の国勢調査のデータが示されているが、魚類、底生動物ともに確認種数が平成18年度に比して平成24年度は減少している。水生生物の多様性が低下している原因を調査するなど、「多様な生態系」に向けた取り組みを強化する必要がある。さらに、種数だけではなく資源量の増減も調査し、水循環再生指標とすべきである。	平成24年度の確認種数には重要種が含まれていないため、単純には比較はできませんが「多様な生態系」の達成に向け、関係機関等との連携や情報共有に努めていきます。 また、水辺の国勢調査では今回お示しした魚類・底生生物の他に、植物、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、陸生昆虫類等、動植物プランクトンのデータも示されています。
2	取組点検指標を用いた取組確認結果で「きれいな水」への取組の進捗として、多くの河川でBODが現行の環境基準を下回っていることを挙げている。しかしながら、現在愛知県が公表している庄内川水系の新川・五条川、ならびに日光川などの水質基準見直し案によると現状を追従するだけの消極的なものになっている。愛知県は自ら率先して努力目標値である環境基準を引き上げるべきである。	国の考え方に基づいて、この度の水域類型の見直し後も、引き続き河川水質等の状況を監視し、必要に応じて見直しを検討していきます。

## 平成28年度 東三河地域水循環再生地域協議会行動計画フォローアップチーム会議の開催結果 (平成28年11月29日開催)

- ・意見等ありませんでした。

## 平成28年度 西三河地域水循環再生地域協議会行動計画フォローアップチーム会議の開催結果 (平成28年11月29日開催)

- ・意見等ありませんでした。



## あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業 平成28年度の企画提案を募集します！

「あいち森と緑づくり税」を活用し、NPO・ボランティア団体等が実施する自主的な環境保全活動や環境学習を支援するため、平成28年度の企画提案を募集します。

(※対象: NPO、ボランティア団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、自治会、私立学校、市町村等)

なお、本事業は平成28年度予算成立を前提としていることから、今後成立した予算の内容に応じて事業内容等に変更が生じることがあります。

### 1 対象事業 :

区分		名称	事業内容の例
A	環境保全活動	① 森・緑の育成活動事業	間伐・除伐・下草刈り、植樹、森林バイオマス（薪炭、堆肥など）の利用、野生動植物の保護及びその生息生育空間の保全、技術指導・指導者養成 等
		② 森・緑の育成活動の取組立ち上げ事業	里山整備計画作成、保全活動協定締結 等
B	環境学習	③ 水と緑の恵み体感事業	水源の緑を訪ねる現地見学や生活体験を通して水と緑の恵みを学ぶエコツアーや、森林と河川・里海との水循環について学ぶ環境学習教室 等
		④ 森林文化の体験・学習事業	森林保全等で活動している河川上流域のNPO等が培ってきた文化等を生かした学習メニューに基づく環境学習講座 等
		⑤ 森林生態系保全の学習事業	体験型環境学習（森林作業体験、間伐材の利活用、自然観察会、工作教室など）、森林生態系の保全に関する講座 等
C	緑の教室	⑥ 太陽・自然の恵み学習事業	緑のカーテンなど植物（緑化）の生育実習と環境学習講座の実施 等
D	独自提案	⑦ 独自提案による環境保全活動・環境学習事業	①～⑥に該当しない、創意工夫を凝らした独自の生物多様性に関連した環境保全活動・環境学習事業



森・緑の育成活動



独自提案による環境保全活動・環境学習

## 2 交付金

- (1) 対象経費：対象事業(表面)の実施に必要な経費
- (2) 交付率：事業実施に必要な経費(人件費等を除く)の 10／10 以内
- (3) 限度額：1団体あたり年 110 万円  
(「太陽・自然の恵み学習事業」については、1団体当たり 110 万円と、事業実施か所  
(校)数に 30 万円を乗じて得た額とを比較して少ない方の額)  
ただし、前年度から継続して本交付金を交付される団体…1 団体あたり年 80 万円  
平成 23 年度以前から継続して実施する団体(継続 6 年以上の団体)  
…1 団体あたり年 70 万円

## 3 募集期間

平成 28 年 2 月 17 日（水）から 3 月 16 日（水）午後 5 時 30 分まで



## 4 応募の方法

「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領」に基づき、実施計画書3部を所管の東三河総局(振興事務所を含む)または県民事務所(県民センターを含む)の環境保全課(名古屋市内の取組は県庁の担当課室)に、上記3の期間内に持参又は郵送してください(当日までに必着)。

## 5 事業の選定

実施計画書を審査し、4月中旬を目途に選定します。



## 6 注意事項

- 応募の際は、募集要領及び実施要領を必ず御確認ください。応募様式も含め、県のウェブページから入手できます。

[http://www.pref.aiichi.jp/soshi\\_ki/kankyokatsudo/0000023749.html](http://www.pref.aiichi.jp/soshi_ki/kankyokatsudo/0000023749.html)

## 7 問合せ先・担当課室

内容	連絡先	電話(ダイヤルイン)
全体・事業⑦について	愛知県環境部環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ	052-954-6241
事業①②⑤について	同 自然環境課 生物多様性保全グループ	052-954-6475
事業③④について	同 水地盤環境課 調査・計画グループ	052-954-6220
事業⑥について	同 地球温暖化対策室 温暖化対策グループ	052-954-6242

